

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消請求事件
国側当事者・国(玉川税務署長)
平成20年7月24日棄却・控訴

判 示 事 項

相続税等として納付した金額のなかに、納税者に対して返還すべき過誤納金があるとする納税者の主張が、更正処分に基づいて納付された金員については、その基礎となった処分が無効であるか、又は処分が取り消されて公定力が排除されない限り、納税者が不当利得としてその返還を求めることはできないと解される所、本件更正処分に基づく納税義務は、本件再更正処分によっても492万7300円の範囲では影響を受けておらず(国税通則法29条2項参照)、他に、上記金額の納税義務の基礎となる本件更正処分が無効であるか、又は取り消されたことを認めるに足りる証拠はないから、上記金額については、過誤納金として返還するよう求めることはできないとして、納税者の主張が排斥された事例

判 決 要 旨

省略

判	決
原告	甲
被告	国
上記代表者法務大臣	鳩山 邦夫
上記指定代理人	坂本 隆一
同	徳永 俊二
同	龍崎 博之
同	白井 文緒
同	嶋村 正弘

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金568万9600円を支払え。

第2 事案の概要

原告は、玉川税務署長が原告に対し平成11年6月15日付けでした相続税の更正処分等の取消し等を求める訴えを提起したが(当庁平成●●年(〇〇)第●●号事件。以下「前訴」という。)、請求棄却の判決の言い渡しを受けたので、これを不服として控訴するとともに、訴え変更申立書を提出して、訴えの追加的併合の申立てをしたところ、被告が

控訴審における訴えの追加的併合に同意しなかったことから、上記申立てによって追加的に提起された訴えは、当裁判所に移送され、本件は、この訴えを対象とするものである。

上記申立書によれば、本件訴えは、原告が、相続税、加算税及び延滞税として納付した金額の中には過誤納金があると主張して、被告に対し、その一部である568万9600円の返還を求める事案であると解される。

1 前提となる事実（乙1のほか、文中記載の証拠により認定した。）

(1) 本件相続と確定申告

ア 乙（以下「亡乙」という。）は、平成9年5月16日に死亡し、相続が開始した（以下「本件相続」という。）。亡乙の法定相続人は、長女である原告のほか、長男丙（以下「丙」という。）及び二女丁（以下「丁」という。）の2名である。

イ 原告は、平成10年3月16日、所轄税務署長である玉川税務署長に対し、課税価格を6063万1000円、納付すべき税額を579万1000円として、本件相続に係る相続税の期限内申告をし（以下「本件申告」という。）、同日、相続税額579万1000円を納付した（乙5の1）。

(2) 本件更正処分等

ア 玉川税務署長は、平成11年6月15日、原告に対し、本件相続に係る相続税について、課税価格を1億1233万4000円、納付すべき税額を2050万0100円とする更正処分及び加算税の額を191万5500円とする過少申告加算税の賦課決定処分をした。

イ 原告は、同年6月24日、上記更正処分及び賦課決定処分について、異議申立てをしたところ、玉川税務署長は、同年9月22日、課税価格を9539万8000円、納付すべき税額を1541万9300円、過少申告加算税の額を115万3500円とする異議決定をした（以下、この異議決定による減額後の上記更正処分及び賦課決定処分を、それぞれ「本件更正処分」及び「本件賦課決定処分」という。）。ウ 原告は、同年9月3日、本件更正処分により増加した相続税額962万8300円のうち335万1700円を納付した（乙5の2）。

エ 原告は、同年9月3日、本件更正処分により増加した相続税額962万8300円のうち335万1700円を納付した（乙5の2）。

エ 原告は、本件更正処分及び本件賦課決定処分を不服として、同年10月22日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成13年3月16日、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。

オ 原告は、本件更正処分のうち本件申告に係る金額を超える部分及び本件賦課決定処分の取消しを求めて、同年6月14日、東京地方裁判所に訴え（前訴）を提起した。

(3) 本件再更正処分等

ア 原告ら亡乙の相続人は、東京家庭裁判所に対し、本件相続に係る遺産分割の申立てをし、同裁判所は、平成13年9月14日、遺産分割の審判をした。そして、丙及び丁は、上記審判に対し東京高等裁判所に即時抗告をしたところ、同裁判所は、平成15年2月26日、原審判を変更する決定をし、同決定は、同年3月3日確定した。

イ 原告は、同年5月1日、本件更正処分により増加した相続税額962万9300円のうち未払いであった627万6600円、本件賦課決定処分に係る過少申告加

算税額115万3500円、本件更正処分により増加した相続税額に係る延滞税333万3100円（合計1076万3200円）を納付した（乙5の3）。

ウ 原告は、同年5月31日、玉川税務署長に対し、前記ア記載の遺産分割を理由として、原告の本件相続に係る相続税の課税価格を6623万3000円、納付すべき相続税額を338万8800円とする更正の請求をした（以下「本件更正の請求」という。）。

エ これに対し、玉川税務署長は、同年7月8日付けで、相続税法32条1号に該当する事由があるとして、原告の本件相続に係る相続税の課税価格を3727万2000円、納付すべき相続税額を492万7300円とする再更正処分（以下「本件再更正処分」という。）をするとともに、同日付けで、納付すべき過少申告加算税を零円とする変更決定処分（以下「本件変更決定処分」という。）をした。

オ 玉川税務署長は、同年8月8日付けの支払決定により、原告に対し、原告が納付した相続税の一部である1049万2000円、過少申告加算税115万3500円及び延滞税333万3100円（合計1497万8600円）並びに還付加算金（1万2700円）を支払うこととし、同月14日、これらの金員が原告に対して支払われた（乙6の1ないし16）。

カ 原告は、本件再更正処分を不服として、同年7月27日、玉川税務署長に対し、異議申立てをしたが、同税務署長は、同年10月21日、原告の異議申立てを棄却する旨の決定をした。原告は、これを不服として、同年11月22日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成16年5月28日、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした（乙2）。

(4) 前訴の確定

東京地方裁判所は、平成17年10月12日、本件更正処分の取消請求を棄却する旨の判決を言い渡した。原告は、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起したが、同裁判所は、平成18年11月16日、控訴を棄却する旨の判決を言い渡した（乙3）。原告は、上記控訴審判決を不服として最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが、同裁判所は、平成19年4月17日、上告を却下し上告審として受理しない旨の決定をした（乙4）。

2 争点及び当事者の主張

原告の主張は必ずしも明らかではないが、下記(1)のとおりであると解されるから、本件の争点は、原告が本件相続に係る相続税、加算税及び延滞税として納付した金額の中に、原告に対して返還すべき過誤納金があるか否かである。

(1) 原告の主張

原告がこれまでに本件相続に係る相続税、加算税及び延滞税として納付した金額は、合計1990万5900円であるところ、本件相続について原告が納付すべき相続税の額は、本件更正の請求に係る338万8800円であり、これについて加算税及び延滞税は発生しないから、上記1990万5900円のうち、338万8800円を超える部分は、法律上の原因のない過誤納金であり、原告が本件で返還を求める568万9600円はその一部である。

(2) 被告の主張

本件更正の請求に対してされた本件再更正処分について、原告は法定の出訴期間内にその取消訴訟を提起していないので、原告の納付すべき税額を492万7300円とする本件再更正処分は適法に確定した。他方、原告が本件相続に関して納付した金額合計1990万5900円のうち、上記の納付すべき金額を除いた1497万8600円は、全額、既に原告に支払われている。したがって、原告が国に対して568万9600円の支払を請求する法律上の原因は存在しない。

第3 当裁判所の判断

【判示】 原告が本件相続に係る相続税、加算税及び延滞税として納付した金額が合計1990万5900円であることは争いがないところ、前記で認定したとおり、このうち1497万8600円については、既に原告に返還されているのであるから、原告が、この金額について過誤納金として重ねて返還するよう求めることができないことは明らかである。

また、前提となる事実（第2の1）によれば、原告が納付した1990万5900円のうち、原告に返還された1497万8600円を除く残額である492万7300円は、本件再更正処分によっても減額の対象とならなかった本件更正処分に基づいて納付されたものであると認められる。しかるに、更正処分に基づいて納付された金員については、その基礎となった処分が無効であるか、又は処分が取り消されて公定力が排除されない限り、納税者が不当利得としてその返還を求めることはできないと解される所、本件更正処分に基づく納税義務は、本件再更正処分によっても492万7300円の範囲では影響を受けておらず（国税通則法29条2項参照）、他に、上記金額の納税義務の基礎となる本件更正処分が無効であるか、又は取り消されたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告は、上記金額についても、過誤納金として返還するよう求めることはできない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 谷口 豊

裁判官 工藤 哲郎